

宮崎県における林業構造改善事業の成果と今後の課題

宮崎県林務部林業指導課 図 師 隆
松 吉 彪

1. 事業の概要

宮崎県で採りあげられている林業構造改善事業（林構事業）は、第1次林業構造改善事業（1次林構）とその追加事業、第2次林業構造改善事業（2次林構）とその追加事業並びに林業構造改善関連整備緊急対策事業（緊対事業）の5つである。

1次林構は、39年度に地域指定をはじめ、46年度に終了したが、事業は指定の翌年度から3年間なので、49年度で事業を終了している。県下で20市町村が実施し、事業費の合計は1,687,351円となっている。1地域当りの平均は84,370円で、全国平均70,000円の121%となり、かなり大型のものだったといえる。

1次林構終了地域には追加事業が実施され、45、46の両年度に8町村が指定（事業は指定の翌年度から3年間）を受けた。事業は本事業（45年度になって追加事業の地域指定が始まられると、今までの1次林構を本事業というようになった）の半分が標準とされ、事業費の合計は83,289円となっている。つまり1次林構全体の事業は2,019,741円ということになる。

2次林構の地域指定は47年度よりなので、当初は、1次林構と並行してすすめられ、54年度で終了するが、52年度までに18の市町村が指定を受けている。その事業費合計は、4,166,004円で1地域当りの平均は、23,144.5円となり、全国平均の240,000円に対し96%で、1次林構より低くなっている。更に本年度からは、2次林構の終了地域を対象に追加事業（本事業と追加事業の関係は1次林構と同じ、但し、事業期間は本事業4年、追加事業2年）の地域指定が始まられた。

ついで52年度だけの措置として、2次林構終了地域を対象に、たち遅れている山村の生活環境を整備する目的で、緊急対策事業が日之影町において、事業費、35,806円で実施される。

これらの林構事業は、県下の22市町村で実施されているが、これは宮崎県民有林面積395,835haの79%に林構の網の目がかぶっていることになる。

2. 事業の成果

この林構事業は、生産性の高い林業経営をしかも協

業で育成し、林業の生産性及び収益性の向上と、林業所得の増大を期することを目標として努力された結果、多大の成果をあげているが、そのうち主なものを掲げてみると、次の4つに要約されよう。

ア) 森林組合の育成強化

森林組合の事業と林構事業とを関係づけてみてみよう。まず素材であるが、39年度（1次林構の指定が開始された年である）には、22の林構地域に33の組合があり、1組合平均1,283m³を取り扱っていたが、50年度には2,183m³、170%と伸び、最近は2,200m³前後を維持している。一方、非林構地域の組合は、39年度平均が57.9m³であったのが、その後も伸びず、50年度も56.1m³にとどまっている。

つぎに造林事業であるが、39年度に林構地域組合の平均27haが、45年度の14.8haをピークに漸減の傾向にあるものの、それでも50年度58haを保っているのに対し、非林構地域の組合は、39年度3haが50年度には12haとなっているにすぎない。

拡大造林の推進を林業行政の大きな柱とし、人工林率を68%にひきあげた結果、現在では育林の推進が大きな問題になっている。このことは組合の保育事業にもはっきり表われ、林構地域の組合平均が39年度125haであったのが、50年度には94.5haとすばらしく伸び、保育事業推進の大きな担い手になっている。反面、非林構地域の組合は34haから87haへ伸びてはいるが、林構地域の組合の伸びとはくらべべくもない。

このように林構地域と非林構地域の森林組合の事業を、主要事業である素材、造林、保育についてみてみると、格段の差のあることが判った。この原因は林構事業が、生産行程の機械化、省力化や、労務班の組織化、労務班員の確保、定着、組合員との結びつきの強化等に大きな力があって、事業の伸びをよび、ひいては森林組合の育成強化に大きく貢献したといえよう。

イ) 素材、しいたけ等の流通部門の整備

1次林構は生産部門の構造改善のみを対象としていたが、2次林構になって素材、しいたけの流通部門を手がけるようになった。県森連が県内4カ所の木材共販所に、158,961円を投じ、現在取扱量90,038m³を62%増の145,500m³にひきあげることを目標に、

また、経済連と2つの農協は131,100畳で、1,192tのしいたけ取扱量を1,750tに伸ばそうとしている。

このように系統の流通部門を整備することにより、系統取扱量をふやし流通機構を改善し、生産者は生産物を自らの手で有利に処分できるようになった。

ウ) しいたけ生産の近代化

年間、2,000t近くの生産があるしいたけは、山村地帯の主要現金収入源であり、かつては拡大造林の資金源に、現在は育林推進の資金源にもなっている。

このしいたけ生産を支える山村地帯の労力は、絶対量の不足とともに次第に質的低下をきたし、原木の不足とともに大きな問題になっている。これらの事態に対処するための機械施設の導入、梶場の集中管理、更には単位材積からの発生量の増大、質の向上等を通じて、しいたけ生産の近代化に林構事業の果した役割は大きいものといえる。そこで、しいたけ生産者の協業体93の活動状況を調べてみたところ、79の協業体が目標生産量の50%以上の実績をあげていることからしても、協業活動によるしいたけ生産が次第に根づきつつあることを示しているものといえよう。

エ) 過疎対策

林構事業の網の目が民有林面積の79%をネットしていることはすでに述べたが、これを人口でみてみると、林構地域の人口は398,762人で、県人口の37%にすぎず、うち17地域は過疎地域に指定されていることからしても、林構事業は過疎対策事業的な役割も果しており、過疎による労働力の不足、質的低下を補うのに役立った機械施設の導入、生活環境の改善に役立った林道や作業道の開設、協業センターの設置等は、ストレートに有効な過疎対策となつたのではないか。

1次林構のとき、諸塙村に98台のチェンソーが導入されたときは、拡大造林の推進に、しいたけ生産の近代化に、600人の人口減を十分に補ったといわれたものである。

以上の4つの項目は、林構事業の根本理念である協業事業による積み重ねの結果であり、また、林道や作業道の開設が、協業活動の円滑な推進に大きな力のあったことは、否定できない事実である。

3. 今後の課題

これらの成果の反面には幾つかの問題点が、今後の課題として残されているが、項目としては以下の3項目をあげておきたい。

ア) 下刈作業請負型森林組合からの脱出

森林組合の好ましい姿といえば、育林から素材までバランスのとれた事業をしている組合であろうが、実

態はなかなかそうでない。22林構地域の組合の素材取扱量をみると、大体年間50,000m³で、林構地域全体の素材量の10%以下となっているのに対し、最近の保育事業の急激な伸びをみると、保育事業に比重がかかりすぎ、いわば下刈作業請負型の森林組合が多くなってきたのではないかと思う。

この素材部門を如何にして強化するか、それには流通部門の整備も必要であろうが、行政的には強力な間伐対策の実施、組合内部にあっては小径木処理等の加工部門にも積極的にとりくむ等して、組合員からの要請にも十分対応できる組合づくりを目指すべきである。

イ) てっていした経営管理指導の実施

林構事業は協業活動による事業を対象としているので、数多くの5戸以上の協業体が参加している。

これらの協業体のうち、124の協業体について活動状況を調査したところ、20%にあたる25の協業体は、事業の達成率が目標量の50%未満となっている。現状ではこの25の協業体は、協業活動については落第生であり、残りの99の協業体のなかにも、落第しかかっているものが幾つかみられる。

計画樹立時、事業実施中は比較的協業体に接する機会もあるのだが、事業終了後こそ、かゆいところに手の届く実践的な経営管理指導が必要である。そして林構事業が単なる補助事業として終ることなく、地域林业の振興と結びつく説得的役割を果させたい。

ウ) 非林構地域の森林組合をどうするか

林構地域の森林組合はもともと発展する素地のあったところへ、林構事業がきっかけとなって順調に伸びているのに対し、非林構地域の森林組合はさしたる伸びもなく、横ばいの状態だといってよい。経営基盤、資本設備、人など色々な問題はあろうが、このままでは較差は開くばかりである。

なんらかの刺激を与え、立ち上らせ歩き始めさせる必要があるが、それには林構事業も一つの方法である。

ところが、林構事業は市町村に事業に参加する意志がなければ実施は不可能なので、意欲のある組合であれば、市町村の意志とは関係なく参加できる方法はとれないものかと考える次第である。

以上、林構事業の成果及び今後の課題について、要点のみを簡単に述べたが、1次林構は2次林構へ、2次林構はやがて3次林構へ、その輪を大きくしながら移っていくだろうが、そのときこそ、今までにない新しい発想のもとに、今までの課題が解決されることを期待したいものである。

注) 文中にある森林組合は施設森林組合をさす。